



「隣組」の悪しき伝統

高橋 司 たかはし・つかさ

戦時中、我が国には「隣組」という隣保組織があつた。1940年に「部落會町内會等調整整備要綱」によって制度化され、5軒から10軒ほどの世帯を1組とし、物資の供出、統制品の配給などを「隣組」が一体となって取り行つていた。更にそればかりではなく、思想統制や住民同士がお互いに監視する役割をも担つていたのである。この隣組制度によって、戦争に反対する思想を持つた者がいれば、付近住民から告げ口され逮捕されたり、空襲などの防空活動に協力的ではない者がいれば統制品の配給が受けられない場合もあつたとの報告がなされている。つまり、この制度により、相互に助け合うといふ当たり前の側面を前面に出しながら、これとセットにして住民同士による相互監視を通じて治安維持を図ろうとしていたのである。

隣組の由来は「五人組」制度にある。江戸時代には、「五人組」を通じて治安維持、年貢の確保を行うとともに、相互監視を図りながら隠れキリストンの検挙などを図つていた。そうである。要するに、我が国は、小規模の団体を1つの

組織として相互に助け合うという側面を持たせながら、本来助け合うべき近隣同士で互いに監視させ、「異端」と評価された者を排除してきた歴史を有しているのである。

ところで、平成25年3月27日、兵庫県小野市にて生活保護費や児童扶養手当をパチンコや競輪などに浪費する生活保護受給者の情報提供を市民に求めるなどが規定された市福祉給付制度適正化条例が可決成立され、同年4月1日から施行されることとなつた。私は、その内容を見るにつけ、戦中の「隣組」の思想と同じ思想が根底に流れているものと危惧する。

小野市から情報開示されている条例の条文を見ると、小野市は市民や地域社会などと連携協力し、生活保護費の不正受給を防止する体制を構築し（4条1項）、市民は生活保護制度などが適正に運用されるよう市などに積極的に協力する義務を負い（5条1項）、保護を要する者（要保護者）を発見した場合には市などにその情報を提供する。また、不正受給の疑いが認められたり、生活保護費を受給して

いる者がその金銭をパチンコ、競輪、競馬などに費消してしまつてはいけない。しかし、その後の生活の維持や安定向上を図ることに支障が生じる状況を常習的に引き起こしている」と言えるのかどうかという点を本当に付近住民が判断できるのであろうか。疑問を持たざるを得ない。

平成22年度の札幌市が公開しているデータによれば、家族の大黒柱が傷病で倒れたり、貯金を使い果たしてやむを得ず生活保護を受けたり、失業してしまい再就職が困難な状況が続く中で生活保護を受ける住民が全体の60%を超えている。税金を使って遊興費に興じることを推奨する者は誰もいまは分からぬ。しかし、地域社会の連携がすでに崩壊し、日常生活における住民同士の付き合いが希薄な社会的状況の下、だれが生活保護を受給しているのかということを本当に分かるのであろうか。また、分かつていいことなのだろうか。仮に生活保護費を受給しているかどうかという点が何らかの理由から受給者の近くに住む住民に認識されてしまつたとしても、これをパチンコや競輪、競馬などの

遊興費に費消してしまつてはいけない。しかし、だからといって、助け合うことを本意とする地域社会において、市民に監視されることで生活保護制度などの適切な運用を図ることは間違つてゐる。情報提供の前提としてまず「監視」があることを忘れてはならない。要保護者の日常生活に特段の興味もない一般市民を通じて監視させることは網のかけ方として大がかり過ぎるし、警察OBに調査させるという制度設計は、とても下品である。

弁護士。1963年生まれ。北海道大学大学院法学研究科修了。「高橋・白浦法律事務所」代表。